

## 国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画（第二期）

都道府県名	その他	
作成主体名	東京都、横浜市及び川崎市	
区域の範囲	東京都中央区、港区、江東区、品川区及び大田区並びに横浜市及び川崎市の区域の一部（京浜港の港湾区域及び臨港地区外）	

### 地域再生計画の概要

東京都、川崎市、横浜市では、3港が一体となった「京浜港」として港湾の国際競争力を強化すべく様々な施策を展開しているところである。

その取組が、我が国の経済成長に寄与していくには、物流面における高度化、効率化の推進や、リスクに強いインフラの整備等、企業が持続的に競争力を発揮できる環境づくりを総合的に推進していくことが不可欠である。

地域再生制度を活用し、国際コンテナ戦略港湾である京浜港の競争力の更なる強化を図り、京浜港地域の活性化を推進し、国際社会における我が国産業の競争力強化を実現する。

### 適用される支援措置：地域再生支援利子補給金

京浜港のコンテナターミナル等において、以下の①、②を実施する事業者が、地域再生協議会の構成員である金融機関から融資を受けて施設整備を実施する場合に、貸付の日から5年間、国が0.7%以内で金融機関に対し利子補給金を支給する。



① 物流システム高度化施設の整備、物流効率化機械設備等の導入



② 港湾施設の機能高度化に資する施設整備

計画期間：地域再生計画認定の日から平成39年6月末まで

### 地域再生協議会の概要（平成24年6月20日設置）

- 名称：「国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画協議会」
- 構成員：(株)日本政策投資銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)横浜銀行、(株)りそな銀行、東京港埠頭(株)、横浜港埠頭(株)、川崎臨港倉庫埠頭(株)、東京都、横浜市、川崎市